

名古屋市の第1号訪問事業における **訪問型サービス** の3類型(平成27年2月時点の案)

	予防事業専門型(従来のサービスと同じ)	生活支援型(一体基準緩和型) ※同一の事業所で「専門型」と「基準緩和型」を一体的に運営	生活支援型(単独基準緩和型)	地域支えあい型																								
事業主体	営利・非営利法人	営利・非営利法人		各学区の地域福祉推進協議会																								
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者		要支援者 チェックリストによる事業対象者 (その他支援が必要な一般高齢者)																								
必要なケアプラン	従来と同様のケアプラン	簡易なケアプラン		初回のみケアマネジメント																								
提供するサービス	身体介護中心 ※生活援助のみの場合は、原則「生活支援型」に対応する。	日常の掃除・洗濯等の生活支援サービス ※概ね1時間を想定 ※自立を目指した相談・指導(代行ではない)		日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等の ちょっとした困りごとに対応																								
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定。 週1日～2日 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定。 ※週1日～2日1時間から1時間半の利用時間を想定。		利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																								
事業所の指定/委託	事業者指定	事業者指定		市社協に委託																								
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者等</td> <td>常勤換算2.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用) サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上	<p>左記の「予防事業専門型」の人員に加えて、緩和基準型サービス利用者の数に応じて必要数。</p> <p>【例】要介護者40人 要支援者80人(基準を緩和したサービスが必要) サービス提供責任者 1人以上+必要数 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等	必要数	従事者	同上	必要数	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーター 1人以上 一定の講習を受講したボランティア 必要数
	必要な資格	配置要件																										
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																										
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2																										
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上																										
	必要な資格	配置要件																										
管理者	なし	専従1以上 ※																										
訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者等	必要数																										
従事者	同上	必要数																										
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者		無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																								
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,168単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月2,335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月3,704単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存の介護予防訪問介護と同額の報酬</p>		月額報酬	週1回	月1,168単位	週2回	月2,335単位	週2回超	月3,704単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月 840 単位程度</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月 1,680 単位程度</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月 2,530 単位程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予防事業専門型サービスの7割程度の報酬を想定。</p>		月額報酬	週1回	月 840 単位程度	週2回	月 1,680 単位程度	週2回超	月 2,530 単位程度	<ul style="list-style-type: none"> * 訪問介護における「生活援助中心型45分以上」の報酬単価をもとに積算 * 介護保険制度における処遇改善加算相当分も加味 	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体年10万円程度の補助金を交付 ・ボランティアコーディネーターへの謝金 →半日程度:1,000円(月24,000円を上限) 								
	月額報酬																											
週1回	月1,168単位																											
週2回	月2,335単位																											
週2回超	月3,704単位																											
	月額報酬																											
週1回	月 840 単位程度																											
週2回	月 1,680 単位程度																											
週2回超	月 2,530 単位程度																											
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担		年300円程度の手帳発行手数料を負担																								
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連絡由	国保連絡由		事業者へ直接支払い (社協に事務を委託)																								
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)		限度額管理なし																								
事業の担い手等(想定)	既存の介護予防訪問介護事業所が移行する。	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施することを想定。 既存の介護予防訪問介護事業所が一体基準緩和型を実施することを想定。		平成27年度 → 12区50学区に拡大予定。 平成29年度 → 全市に展開予定。																								
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	元気高齢者や主婦等の潜在的介護者を対象とした担い手の養成研修を実施。		元気高齢者や主婦等を 対象とした担い手の養成研修を実施。																								

名古屋市の第一号通所事業の **通所型サービス** の3類型(平成27年2月時点の案)

	予防事業専門型(従来のサービスと同一)	ミニデイ型(一体基準緩和型) ※「専門型」と「基準緩和型」を一体的に運営	ミニデイ型(単独基準緩和型)	運動特化型(介護予防事業移行型)	サロン型(総合事業と切り離して実施)																																
事業主体	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人		営利・非営利法人・個人	町内会、個人、団地管理組合等																																
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者			限定なし																																
必要なケアプラン	従来と同様のケアプラン	簡易なケアプラン			なし																																
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	ナゴヤ版介護予防複合プログラムを活用した機能訓練 ※必要に応じて個別サービス計画が必要 ※昼食の提供はなし ※入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎を実施(バスストップ方式を可能とする)		専門家による運動プログラムの実施	高齢者の交流の場 趣味の集まり 住民主体の食事会																																
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～2日 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 ※週1日～2日2時間～3時間の利用時間を想定 ※原則、1クール3ヶ月×2回→6ヶ月の利用		週1回、1時間から1時間半程度のサービス ※原則、1クール3ヶ月×2回→6ヶ月の利用	月2回以上の頻度で通年開催されるもの																																
事業所の指定/委託	事業者指定	事業者指定			なし (助成を受ける場合は申請を要する)																																
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に合致するもの	既存の介護予防通所介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> 既存の通所介護事業所の営業時間外を活用 既存の通所介護事業所より基準を緩和した施設(フィットネスクラブなどを想定) サロンの空き時間や併設するスペース 	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護事業所 介護老人保健施設 鍼灸院、接骨院、フィットネスクラブ 	<ul style="list-style-type: none"> コモン 団地の集会所団地の空きスペース 特養、老健の空きスペースを活用 NPO法人が所有または賃貸する施設 商店街・組合等が提供するスペース 民間企業が提供するスペース ミニデイの空き時間や併設するスペース 																																
設備基準等	<ul style="list-style-type: none"> 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員) 静業室・相談室・事務室 消火設備その他非常災害に必要な設備 必要その他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員) 静業室・相談室・事務室 消火設備その他非常災害に必要な設備 必要その他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員) 必要な設備備品 	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員) 必要な設備備品 	サロンの運営に必要な設備																																
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護師等</td> <td>専従1以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし</td> <td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>理学療法士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	生活相談員	介護福祉士等	専従1以上	看護職員	看護師等	専従1以上 ※2	介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上	<p>左記、「予防事業専門型」人員に加えて、緩和基準型サービス利用者の数に応じて必要数</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者(緩和したサービスが必要)20人 介護職員2人以上十必要数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など</td> <td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	介護職員	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者</td> <td>医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等</td> <td>利用者10人に対して 1人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>従事者 必要数</p>		必要な資格	配置要件	従事者	医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等	利用者10人に対して 1人以上
	必要な資格	配置要件																																			
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																																			
生活相談員	介護福祉士等	専従1以上																																			
看護職員	看護師等	専従1以上 ※2																																			
介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上																																			
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上																																			
	必要な資格	配置要件																																			
管理者	なし	専従1以上 ※																																			
介護職員	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数																																			
	必要な資格	配置要件																																			
従事者	医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等	利用者10人に対して 1人以上																																			
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者			有償・無償ボランティア																																
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,647単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>月3,377単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存の介護予防通所介護同額の報酬を予定</p>		月額報酬	週1回	月1,647単位	週2回以上	月3,377単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,350単位程度</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>月2,700単位程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予防事業専門型サービスの8割程度の報酬を想定。</p>		月額報酬	週1回	月1,350単位程度	週2回以上	月2,700単位程度	<ul style="list-style-type: none"> 小規模型通所介護における「要介護1者の2時間以上3時間未満」の報酬単価をもとに積算 介護保険制度における処遇改善加算相当分も加味 6ヶ月で自立、または改善した場合は報酬の上乗せを検討 	<p>現行の得トク運動教室と同程度の報酬を想定。 ※【参考】現在の得トク運動教室の報酬 1回 2,570円</p>	開設・運営費の助成を検討																				
	月額報酬																																				
週1回	月1,647単位																																				
週2回以上	月3,377単位																																				
	月額報酬																																				
週1回	月1,350単位程度																																				
週2回以上	月2,700単位程度																																				
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担			1回あたり一部の利用料を負担																																
請求の方法(利用者負担分を除く)	国保連絡経由	国保連絡経由			-																																
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)			国保連を通じての請求や限度額管理は発生しない																																
事業の担い手等(想定)	既存の介護予防通所介護事業所が移行する	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施 既存の介護予防通所介護事業所が一体基準緩和型を実施		既存の得トク運動教室が移行し、実施	<ul style="list-style-type: none"> 現在、315箇所の高齢者サロンを把握 3年間で通所介護事業所並の数を確保 																																
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、更なる取り組みを検討			担い手の養成研修を実施																																